

令和6年度
管理職のための特別支援教育リーダーセミナー



愛媛県イメージアップキャラクター みきゃん

日時 令和6年8月6日（火）

会場 松前総合文化センター 広域学習ホール

愛媛県教育委員会

令和6年度管理職のための特別支援教育リーダーセミナー実施要項

1 目 的

特別支援教育の充実に当たり、校内支援体制を整え、組織的・計画的に取り組むため、特別支援教育の最前線で活躍している講師の講演を通して、特別な支援を必要とする子どもたちに対する適切な理解と管理職のリーダーシップの向上を図る。

2 主 催 愛媛県教育委員会

3 期 日 令和6年8月6日（火）

4 会 場 松前総合文化センター 広域学習ホール 〒791-3192 愛媛県伊予郡松前町筒井 633 番地 TEL 089-985-1313

5 受講者 幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校、 認定こども園及び保育所の管理職、教育委員会関係者等

6 日 程

時 間	内 容
13:00～13:30	受付
13:30～13:40	開会行事 愛媛県教育委員会 挨拶
13:40～16:00	講演 『どの子どももつつみこむ「特別」ではない支援教育 ーインクルーシブ保育とユニバーサルな学級経営・授業づくりの実際ー』 (120 分) 講師 植草学園短期大学特別教授 放送大学客員教授 特別支援教育士スーパーバイザー 佐藤 慎二 氏 質疑応答 (20 分)
16:00～16:10	閉会行事

7 その他

受講者の旅費については、学校既定予算又は設置者負担で対応をお願いします。

どの子どももつつみこむ「特別」ではない支援教育 ーインクルーシブ保育とユニバーサルな学級経営・授業づくりの実際ー

植草学園短期大学 佐藤慎二

ミニネタ「あいさつ拍手」でスタート！

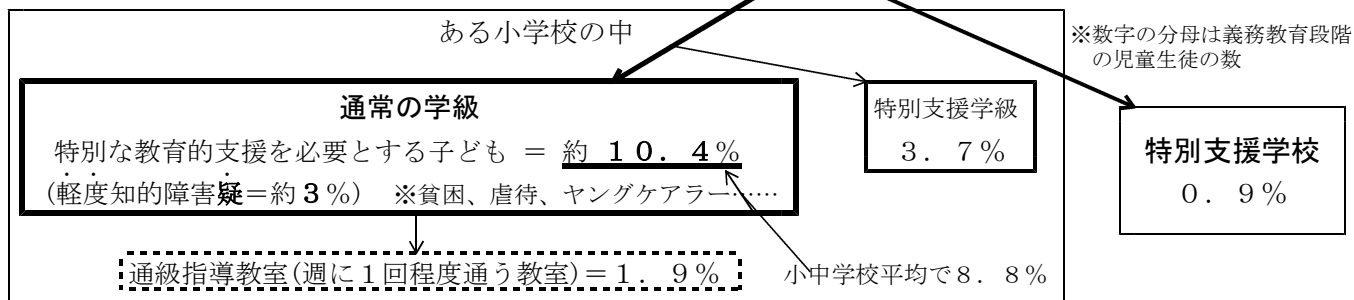
※本日紹介するミニネタは全て『You Tube 簡単マジック・手遊びシアター』にアップ中、ご活用ください！

<参考：教室の中の多様な現実>

「We The 15」(国際パラリンピック委員会東京2020からスタート)

15%の子どもたちはほぼ全員が幼稚園・保育所に在園している→インクルーシブ(どの子もつつみこむ)保育の必要性

保育所・幼稚園を卒園すると



障害は「あるーなし」ではなく、誰もがもつ傾向・特徴の大小・強弱・濃淡の問題である

「他人事」ではなく「自分事」＝共生社会

I 通常学級の『特別』ではない支援教育へ

1. 通常学級ユニバーサルデザイン・インクルーシブ保育と合理的配慮の必要性

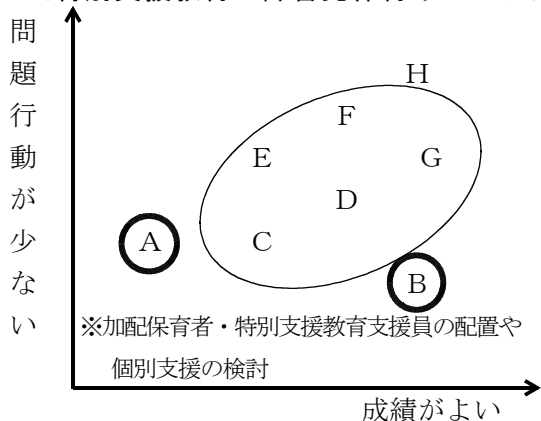
<例：普段は元気一杯でいい。「大事な話をします。静かにしましょう」と言った時に“静かにできる”ことは>

- ①発達障害等の配慮を要する子どもには「ないと困る」支援であり
- ②どの子どもにも「あると便利で・役に立つ」支援を増やす
- ③その結果として、全ての子どもたちの過ごしやすさと学びやすさが向上する。

→それでもなお、“教室のざわつき”が気になる場合は合理的配慮が求められる→イヤーマフ等

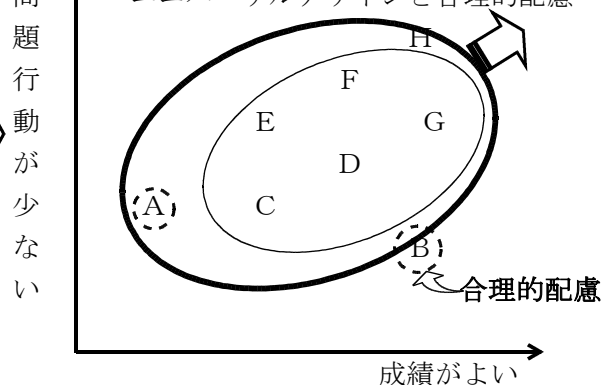
2. 特別支援教育から「『特別』ではない支援教育」・「障害児保育」から「インクルーシブ(つつみこむ)保育」へーユニバーサルデザイン・インクルーシブ保育と合理的配慮のイメージ図ー

<特別支援教育・障害児保育イメージ>



<「特別」ではない支援教育イメージ>

ーユニバーサルデザインと合理的配慮ー



※『通常学級の「特別」ではない支援教育ー校内外支援体制・ユニバーサルデザイン・合理的配慮』(東洋館出版社)より

Ⅱ 「困っている」場面とユニバーサルデザイン・インクルーシブ保育の必要性 ミニネタ「自分ほめほめジャンケン」

Ⅰ. 分かっていないため うまくできない場合ー自閉症等の子ども(大人)が抱きやすい困難さについてー

自閉症である本人の話・手記よりーあくまでも象徴的な例として

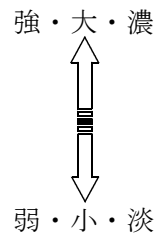
<社会性・対人関係に関して>

- ①「…私は顔をうまく認識できないことが多い」
②「…人がどう思っているのか分かりにくい」

○相手の意図が読みにくい…

○悪気無く問題行動を起こすことも…

<分からないと適切な行動がとれない体験>



<コミュニケーションに関して>

③「書き言葉(視覚情報)が第一言語で、話し言葉は第二言語」

視覚情報の重要性を

④「言葉では考えず、ビデオの再生と同じように絵で思考する」

示唆するエピソード

生徒指導・教育相談で「何度言ったら分かるんだ!」という生徒がいたら、100回言い聞かすよりも、一手間かけて、「文章で示す」、簡単なイラストで示す“イラスト・トーク法(漫画会話法)”で見える化する! =合理的配慮 ※文字やイラストが理解できれば保育現場でも使えます。

<ユニバーサルデザイン・インクルーシブ保育の実践例>

○丁寧な板書・プリント等の「見える化」は配慮を要する子どもに「ないと困る」支援

○それは、同時にどの子どもにも・大人にも「あると便利で・役に立つ」支援

<興味・関心の限局性に関して> *こだわりの強さ等に象徴される

⑤「変化が苦手……周りが一定のリズムで動いていると幸福感がある。」

私たちにも“趣味”があり、また、髪型、好きな服装、自分なりの生活習慣があり、簡単には変えられないように、自閉症の“こだわり”は減らせてもなくせない!“いいこだわり”を育てる逆転の発想が大切! *

ミニネタ「動物あいさつ」

<感覚の過敏さ・困難さ> ※「聴覚過敏=自閉症ではないが聴覚過敏は5~20%存在する」との指摘も

⑥聴覚ー「耳が4つあり、前にも後ろにも向いているように音が入ってきた」

静けさは授業の基盤!

<ユニバーサルデザイン・インクルーシブ保育の実践例>

○必要なときに「静かにできる」学級生活・授業は配慮を要する子どもに「ないと困る」支援

○それは、同時にどの子どもにも・大人にも「あると便利で・役に立つ」支援

⑦時間ー「時間概念の混乱があり、未来という概念は大変想像が困難である。」

○全員起立→「(時計を見ないで)1分経過したと思う人から着席」という指示をすると

気の早い人は35秒で着席し、気の長い人は1分30秒経過しても立っている。

→自閉症の有無ではなく、時間感覚の弱い・時間感覚が違う子供・大人は必ず存在する。

→人間の耳=聴覚、目=視覚、鼻=嗅覚、口=味覚、肌=触覚…では、「時間」を計る感覚器官は?

○日付・教科書のページ・めあての「見える化」

○見えない時間の流れを「見える化」する→安心感と見通しをもちやすくする。

→5分間のニュース番組でも、必ず、テロップが出る時代

ミニネタ「ラッキーファイブ」

2. 分かっていて 努力しても できない場合Ⅰ－ADHD等の子ども(大人)が抱きやすい困難さについて ＜書くことが遅れる体験・視覚的記憶の箱の大小＞

☆合理的配慮 ー大学入学共通テスト、タブレットやデジカメで板書を撮影、板書計画のプリントを渡す…

ADHDである本人の話・手記よりーあくまでも象徴的な例として

＜不注意に関して＞ ※聞き漏らす疑似体験・聴覚的記憶の箱の大小

- ①「手を洗ったら、クレヨンを用意します」という二つの指示を聞き取りきれない…
- ②「『教科書36ページを開いたら、問題の4番をやりましょう。』という指示を聞けていない→先生は『なぜいつも聞いていない！』と叱る。しかし、ぼくは『そんなこと聞いていなかった』『どうして文句ばかり言うんだ』ということになってしまう」

聴覚的な記憶の箱が小さいために「聞いていない」のではなく、「うまく聞き取りきれない」困難がある

＜ユニバーサルデザイン・インクルーシブ保育の実践例＞

- 一文一動詞の話し方は配慮を要する子どもに「ないと困る」支援
- それは、同時にどの子どもにも・大人にも「あると便利で・役に立つ」支援

ミニネタ「ラッキーセブン」

＜多動性・衝動性に関して＞

- ③「小学生の頃のじっとしていられない感覚は『パンツの中にアリがいる』ようだった……」
→本人はじっと座って勉強したい……けど、座っていられない……だから『多動性』と言う。
- ④「絶えずどこか動かしていないと集中できない。」→大人になってもどこかに(目立ちにくい)多動性は残る！



支援のあり方によって、困難さの表れが極端に左右されやすい子ども

動きと授業づくりはⅣにて触れます。

ミニネタ「耳鼻つまみ」(ひっかけ手遊びの王様！)

3. 分かっていて 努力しても できない場合Ⅱ－LD(学習障害)等の子ども(大人)が抱きやすい困難さについて ＜書くことが遅れる体験Ⅱ＞

＜読むことが遅れる体験＞

ふんしようとかにかんしやすうしやかたかなはなんたかかたちかおなしようにみえることかありとにかくとうしようもないですもつとりよくしなさいとかよむれんしゆうしなさいといわれるけとつらいです→(トリックアートにあるような)極端な「錯視」状態。「ゆ」が「ゆ」に見える、「」、「。」「°」が文字と一体化して見える、ゆがんで見える、文字が左右上下に反転して見える……結果として「読む」ことができてとても時間がかかる。

LDであるAさんの手記から 「怠けてなんかない！」(岩崎書店)より

小4のとき、再び、読み書きについて「あれっ？」と思うことがあった。字が全く書けないわけではなかった。横に手本を置いて、それを見ながら書き写すことはできた。そして、さあこれで大丈夫だろうと思ってソラで書こうとすると、なぜか書けない。読むことは書くことよりは楽にできた。しかし、一字一字、逐字で読むので、読めても何が書いてあるか、わからなかった。小4のころから、「なぜか自分とはみんなみたいに、すらすら読めないし書けない」という自覚がだんだんと芽生えてきたものの、そうになってしまうのは「あくまでも自分の努力がたりないせい」と考え、おのれの努力不足をせめていた。・・・11歳で途方に暮れ、前にも後にも進めなくなった。不登校は、もうこれ以上はできないという心身の悲鳴だった。

テストの点数が上がらない子どもへのアンテナの必要性—本当に読めているのか？

あるいは、「読み」に極端に時間がかかっていないか？

自分から「読めない！」とは恥ずかしくて言えない！信頼関係のある先生に聞き取ってもらう！

＜幼稚園・保育所・こども園の先生方へのお願い＞

「知的障害」と読む・書く(カタカナだけ…漢字だけ)等の特定の能力の習得・活用に苦慮する「学習障害」は違います。年長さんの夏休み明けから就学時健診までの間に、知的障害ではないが「絵本のひらがなを読もうとしない」、あるいは、「ひらがなを全く読めない」場合には、丁寧に様子をご確認ください。その際、「読み」の強要はNGです。「絵本の読み聞かせを多くする」「図鑑の世界への魅力に誘う」等→本人が「自分から読みたくなる」状況づくりが欠かせません。

Ⅲ 『特別』ではない支援教育を実践する学級経営のために

ミニネタ「ラッキーフォー」

Ⅰ. 問題行動を叱って減らす発想ではなく、問題行動を起こしていない状態をほめて増やす逆転の発想！

(1) 叱られやすい子どもたち→叱る機会が多い＝叱り方がヘタ→少なくとも「叱り方」を変える

→それをしなければ「叱る」がエスカレートしたり、子どもの「自尊感情」の低下したり……

(2) 客観的な行動だけで「本音」を評価してはいけない！

—問題行動を何とかしたい！と最も願っているのは、その生徒本人！—

＜「逆転の発想」と「できること・いいところ応援」の徹底！＞

①問題行動を叱って減らす発想ではなく、問題を起こしていない状態をほめて増やす逆転の発想！

②「できていること」「得意」「いいところ」に目を向けて、それらが少しでも発揮されるように！

佐藤慎二：『逆転の発想で 魔法のほめ方・叱り方』（東洋館出版社）

ミニネタ「両手ラッキーテン(10の合成)」

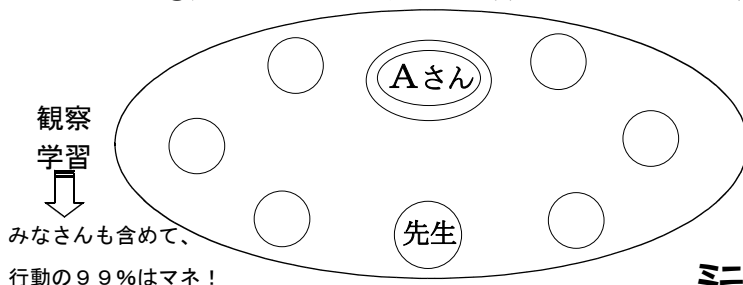
2. ルールを守る子どもたちが大切にされる学級(ルールを守らない子どもを叱る前に…)

(1) どの子どもも自分を見てほしい！—徹底した『いいところ応援！』—

☆例：おしゃべりが多い子ども→①まず、その子がしゃべっていない時をほめる！逆転の発想

→②周りのまじめな子どもへの注目を増やす！ほめる！逆転の発想

→③周りの子どもが配慮を要する子どものお手本になる状況をつくる！



ルール・約束は
それを守る子どもをほめるためにある！

適切な行動もマネ！不適切な行動もマネ！

ミニネタ「お笑いカード」「動くハンカチ」「ゲラゲラハンカチ」

(2) 子どもをほめるために約束する！—守れる約束をしてほめる機会を増やす—

☆子どもと約束するときのポイント

①問題行動を減らすために約束しない！—「～しない」「～してはいけない」という約束はNG

※肯定表現＝集中ワード

②問題行動とは逆の行動を増やすために約束する！－「～する」「～しようね」という約束で。

③その際、すでにできること・できそうなことで約束する！→結果として、“ほめる機会”を増やす”

☆ほめ言葉 5 S = すが ごい てきだね ばらしい れでいい

暴言を減らそうとしたら、温かな言葉を増やすという逆転の発想が必要になる！

3. 安心感のある学級－困ることができる、(間)違ってもいい…

(1) 困った顔ができる学級づくり－安心感・信頼感・満足感－ミニネタ「ハンドマジック」「ペットボトルマジック」

＜周りの子どもたちに「合理的配慮」の説明が求められるときに＞

誰にでも得意があり、苦手・不得意もある。だから、“困ること”もあって当然。一人ひとり顔が違うように困ること”が“違っても”も当然。“困り方が違えば・応援の仕方も違う！”もし、困ったから「助けて」

と言っていいし、そう言える学級にしよう－そんなメッセージを年度当初から繰り返し発信する！

→困ってもいいんだ！という雰囲気が学級に浸透すると、特別な支援は特別ではなくなる！

「自分が困ったときも『助けてもらえる！』という担任への安心感と信頼感こそが、
今 困っている友達への「特別支援」に対する許容度を高める。

(2) 合理的配慮とは「めがね」のこと

「めがね」を「ずるい！」「えこひいき！」と非難・否定する子どもや教師はいない。

それがなければ授業のスタートラインに立っていないことを知っているから！

「それがあれば授業のスタートライン」に立てる＝合理的配慮

手遊び「カミナドンがやってきた！」

4. お互いを当てにし合う学校・社会の実現－「サンマ（三間）の教育」・共生社会に向けて－



IV 授業ユニバーサルデザイン・インクルーシブ保育の展開（※Ⅱの補足）

Ⅰ. 視覚的焦点化－百聞は一見に如かず・目は口ほどにものを言う－

ミニネタ「トントン体操」

(1) 視覚情報は強いゆえに、まずは視覚情報を減らすことを考える－ウオーリーをさがせ！にしない！

(2) 見てほしいポイントが鮮明になるようにする－映画館のスクリーンのように！というたとえ。

→教室の正面はシンプルに。黒板はきれいに。見えない時間の流れをミニ黒板などで示す。

授業のポイントを示すマークや矢印を活用する等。

＜教室正面の掲示物は本当にない方がいいのか？－子どもにアンケートをとってみる！＞

○「掲示物」「時計」「窓の外」等、半数に近い子どもが「よく見る」「時々見る」と回答します。

○正面の掲示物は全て撤去もしくはカーテンで隠す、窓のカーテンを閉めて授業をしてみたら、子どもたちの集中力は格段に高まった！※我が国で初めて(当時)の実証研究の結果『通常学級の「特別」ではない支援教育－校内外支援体制・ユニバーサルデザイン・合理的配慮－』

＜ユニバーサルデザイン・インクルーシブ保育の実践例＞

○教室正面をシンプルにすることは配慮を要する子どもに「ないと困る支援」

○同時に、周りのどの子どもにも「あると便利で役に立つ支援」になる。

2. 聴覚的焦点化－「聞く活動」は教えない、しかし、大変難しい！－ ミニネタ「友達ほめほめジャンケン」

※このジャンケンは席替え前に実施。「いいところ」を友達同士でほめ合ってお別れ→新しい班で「自分ほめほめジャンケン」からリスタート

(1)ある有名高等学校の実践事例から－ユニバーサルデザインと合理的配慮の関係を象徴する事例－

＜「前置きの指示」でスタートラインを整え、「一時一作業」に限りなく徹する重要性＞

- ①「気になる」子どもたちの多くは、大事な説明を聞くべき時に手イタズラ等をしていることが多い。
「大事な話をします。鉛筆を置きます(手を膝に置きます)」 「書きます。鉛筆を用意してください」
等の「前置きの指示」でスタートラインを整える。
- ②「ノートテイクをしながら、教師の指示を聞く」という一時二作業ではなく、「書くときは書くことに集中できる」という「一時一作業」を大切にする。

(2)聞く活動の難しさ：疑似体験を通して－「長い話や説明は外国語の授業のようだった」(当事者)－

＜「聞く」ことを大切にする学級づくりと教師の指示・説明の工夫＞

- ①「消えてなくなる」話し言葉は短く、ポイントが鮮明になるようにする ＋ (必要があれば)「見える化」
- ②「一文一動詞」の話し方で、指示・説明を一つずつ「記憶の箱」に入れるイメージで！
- ③「聞く名人『あいうえお』」や「話す名人『かきくけこ』」を全校で年度当初から大切にする学校経営

3. 動きも最大の支援！－授業中の何らかの「動き」が集中力を高める－ ミニネタ「リズム肩叩き」

(1)動きとユニバーサルデザイン☆多動性の強い子ども＝動くことが得意な子どもとポジティブに解釈する☆

＜適切な「動き」を大切にするユニバーサルデザイン・インクルーシブ保育と合理的配慮＞

- ①授業中の何らかの「動き」は、多動性の強い配慮を要する子どもには絶対に「ないと困る」支援
同時に、どの子どもにも・大人にも「あると便利で・役に立つ」支援
- ②ユニバーサルな配慮＝音読、挙手、番号を指で押さえる、ペア活動、グループワーク…等
- ③合理的な配慮＝(それでも動き足りない場合には佐藤くん)にプリント配り係をお願いする……等

(2)導入を工夫する－脳のウォーミングアップ効果－

☆復習的内容のフラッシュカード、三択・〇×クイズ、ミニテスト、音読、ノートから…

☆なぜ、「絵本の読み聞かせ」の前に「手遊び」をするのでしょうか？☆

「♪……手はおひざ……♪」と「聞く姿勢」だけに意味があるのでしょうか？

①「動ける時間」（含：手遊び等）は、多動性の強い子どもに「ないと困る支援」

同時に、私たち大人も・周りのどの子どもにも「あるとありがたい支援」

②動と静のメリハリある保育の重要性→なぜ、読み聞かせの前に「手遊び」をやるのか？

③運動の前に身体のウォーミングアップをする→それはなぜ？→身体を暖めて動きやすくする！

④では、なぜ、絵本の前に手遊びか？→手を動かすことが「脳のウォーミングアップ」になる！

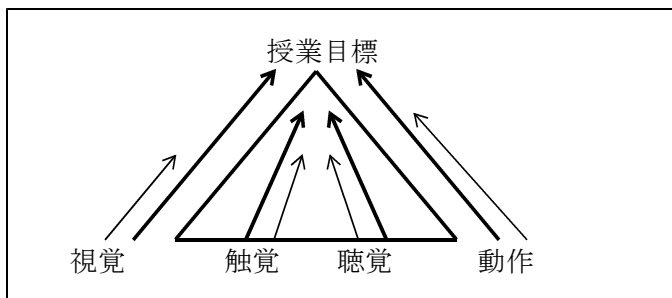
⑤『手は突き出た「脳」』＝両手合わせて約34000本の神経細胞が脳と直結しているから、指先の細かい動きが可能になる！→逆に「手指を動かすことが『脳を暖め動きやすくする』効果」

⑥手遊びで「脳のウォーミングアップ」をする方が子どもも絵本の世界に入りやすい。

4. 聴覚・視覚・運動動作の同時的・複線的活用！

手遊び「キャベツの外から」(「ほくときみ」オリジナル)

(1) 学習の登山モデル



- 空書き－視覚法・運動感覚法
- 指書き－触覚法(弱い視覚法・運動感覚法)
- なぞり書き－より強い視覚法・運動感覚法

← 斜線の「長さ」と「太さの違い」は覚えるスピードや得意・不得意の違いを表現

(2) 象徴的な実践事例

小学校の例：「10だんごの歌」「有名な歌の替え歌で覚える」

中学校の例：『学研 Music Study Project』（ボーカロイドによる映像・歌・文字で覚える）

ミニネタ「ET(いい友達)になろう！」

V 保護者との連携－「親は一生 教師は一時 教師の一時は子どもが二度と戻れない一時」－

I. 「気になる」子どもの保護者との連携

(1) 「受け止めない＝最も親らしい姿」

－自分がその子どもだったら、その保護者だったら…受け止められるか？－

例：行動上の問題ではじめから「自分の子どもが悪い」と自分の子どもに原因を求める保護者は皆無
→原因を「我が子以外に見つけようとする！」のは当然の心理

(2) 母親は最も早く気づき・最も早く悩み始める

……しかし、「我が子は希望であり、期待であり、いずれは追いつく」と考えて当然！

(3)子どもの評価＝子育ての評価

①保護者も「困っている」現実

②相談支援という名の「片刃のカミソリ」－『こうしてみたら』は『あなたが悪い』と聞こえる

③理想・モデルが保護者の自尊感情を傷つけることも

(4)保護者にも「いいところ応援」で！－先生は我が子の「いいところ」も見てくれている安心感を！－

2.すでに診断を受け止めている保護者こそ大切に！

ミニネタ「まねっこジャンケン！また明日！」

①子どもも保護者も「障害を負うことを望んでいたのか？」－医学的診断を受け止める決意と覚悟

②「生物である人間は誰かが必ず『障害』を負います。」－支えるのは共生社会の一員としての役割

3.「親は一生 教師は一時 教師の一時は子どもが二度と戻れない一時」

ミニネタ「King of Paper Magic！」 ※折り方は下記のチャンネルに「玉子クイズ」としてアップ

<参考文献・拙書>

○『通常学級の「特別」ではない支援教育－校内外支援体制・ユニバーサルデザイン・合理的配慮－』（東洋館出版社）

○新刊『小学1年生の特別支援教育 ユニバーサルデザインと合理的配慮でつくるやさしいスタート』（明治図書）

○『「気になる」子ども 保護者にどう伝える？』（ジアース教育新社） 他

※YouTube『簡単マジック・手遊びシアター』に、通常の学級、支援学級や通級指導教室で使えるグループゲーム、カードゲーム、ジャンケン・バリエーションや日用品を活用した簡単マジックを掲載中。授業に活かしてください。今後も順次アップ予定！

<植草学園 特別支援教育 オンデマンド公開講座 2024>

『問題行動の受け止め方・見方・理解と支援のヒント』

『マジックで楽しい保育・教育を！－タネ明かし解説付き！簡単マジック38選－』

※以下は公開講座2023のリバイバル配信です。

『「気になる」子どもをつつみこむインクルーシブ保育の実際』

－「困った」子どもではなく何かに「困っている」子どもと「見方」を変えながら－

『「気になる」子どもの保護者にどう伝える？－保護者との連携を考える』

『自立活動の授業づくり－自閉症・情緒障害特別支援学級・発達障害通級指導教室－』

『通級学級の「特別」ではない支援教育－ユニバーサルな学級経営と授業づくりの実際－』

『知的障害教育における授業づくりの実際－「力をつける教育」から「力を使いたくなる教育」へ－』

8月末までのお申し込みで9月中旬まで何回も視聴可能です。職場研修等でもご活用ください。

各講座の詳細・お申し込みは本学のホームページから

参考資料

特別支援教育の国の動向



愛媛県イメージアップキャラクター
みきゃん

特別支援教育の推進について（H19.4.1 文部科学省初等中等教育局長通知）

障害の種類や程度に応じる「特殊教育」から、
一人一人の教育的ニーズに応じた指導・支援を行う「特別支援教育」へ

1. 特別支援教育の理念

特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒の自立や社会参加に向けた主体的な取組を支援するという視点に立ち、幼児児童生徒一人一人の教育的ニーズを把握し、その持てる力を高め、生活や学習上の困難を改善又は克服するため、適切な指導及び必要な支援を行うものである。

また、特別支援教育は、これまでの特殊教育の対象の障害だけでなく、知的な遅れのない発達障害も含めて、特別な支援を必要とする幼児児童生徒が在籍する全ての学校において実施されるものである。

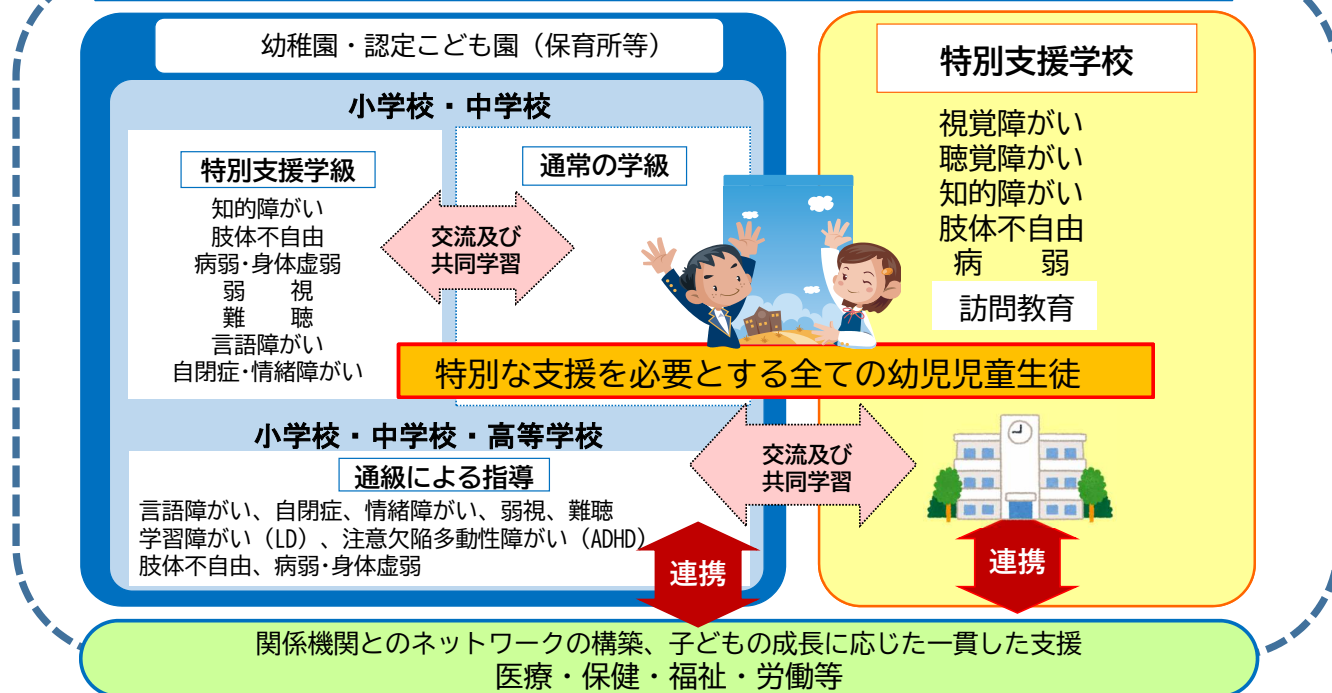
さらに、特別支援教育は、障害のある幼児児童生徒への教育にとどまらず、障害の有無やその他の個々の違いを認識しつつ様々な人々が生き生きと活躍できる共生社会の形成の基礎となるものであり、我が国の現在及び将来の社会にとって重要な意味をもっている。

3. 特別支援教育を行うための体制の整備及び必要な取組

- (1) 特別支援教育に関する校内委員会の設置
- (2) 実態把握
- (3) 特別支援教育コーディネーターの指名
- (4) 関係機関との連携を図った「個別的教育支援計画」の策定と活用
- (5) 「個別の指導計画」の作成
- (6) 教員の専門性の向上

1. 特別支援教育の理念（概念図）

子ども一人一人の教育的ニーズにこたえる特別支援教育



新しい時代の特別支援教育の在り方に関する有識者会議 報告（令和3年1月）

I. 特別支援教育を巡る状況と基本的な考え方

- 障害者権利条約批准に基づく障害者基本法、障害者差別解消法等の関連法の整備も進み、インクルーシブ教育システムの構築に向けた特別支援教育の取組が進展。
- 特別な支援を受ける子供の数が増加する中で、特別支援教育をさらに進展させていくため、
 - ①障害のある子供と障害のない子供が可能な限り共に教育を受けられる条件整備
 - ②障害のある子供の自立と社会参加を見据え、一人一人の教育的にニーズに最も的確に答える指導を提供できるよう、通常の学級、通級による指導、特別支援学級、特別支援学校といった、連続性のある多様な学びの場の一層の充実・整備を着実に進める。これらを更に推進するため、それぞれの学びの場における各教科等の学習の充実を図るとともに、
 - ・障害のある子供と障害のない子供が、年間を通じて計画的・継続的に共に学ぶ活動の更なる拡充
 - ・障害のある子供の教育的ニーズの変化に応じ、学びの場を変えられるよう、多様な学びの場間で教育課程が円滑に接続することによる学びの連続性の実現これにより、障害の有無に関わらず誰もがその能力を発揮し、共生社会の一員として共に認め合い、支え合い、誇りを持って生きられる社会の構築を目指す。

II. 障害のある子供の学びの場の整備・連携強化

- 1. 就学前における早期からの相談・支援の充実**
 - ・乳幼児健診や4歳児健診の活用など早期からの相談・支援
 - ・就学相談における保護者への情報提供の充実
 - ・就学相談や学びの場の検討等を支援する教育支援資料の内容を充実
- 2. 小中学校における障害のある子供の学びの充実**
 - ・特別支援学級と通常の学級の子供が共に学ぶ活動の充実
 - ・自校で専門性の高い通級による指導を受けるための環境整備
 - ・通級による指導等の多様で柔軟な学びの場の在り方の更なる検討
- 3. 特別支援学校における教育環境の整備**
 - ・学習指導要領の着実な実施のための文部科学省著作教科書（知的障害者用）の作成
 - ・ICTを活用した在宅就労など新たな職域に係る人材育成の強化
 - ・副次的な籍やICTを活用した児童生徒の居住する地域の学校との交流促進
 - ・集中的な施設設備、特別支援学校に備えるべき施設等を定める設置基準の策定
 - ・特別支援学校のセンター的機能（他の学校への支援）の強化
- 4. 高等学校における学びの場の充実**
 - ・通級による指導の充実等に向けた指導体制の確立
 - ・個別的教育支援計画等を活用した義務教育段階との丁寧な引継ぎによる、合理的配慮の提供など特別支援教育の充実
 - ・特別支援学校や就労関係機関と連携した発達障害等のある生徒の就労支援等の充実

III. 特別支援教育を担う教師の専門性の向上

- 1. 全ての教師**
 - ・全ての教師が発達障害等の特性等を踏まえた学級経営・授業づくりを研鑽、管理職や通級による指導担当教諭など校内人材を活用したOJTによる支援体制の充実
 - ・特別支援教育に係る資質を教員育成指標に位置付け
 - ・小・中・高等学校と特別支援学校間の人事交流の推進
- 2. 特別支援学級、通級による指導の担当教師**
 - ・OJTやオンラインなど参加しやすい研修の充実
 - ・小学校等教職課程において、特別支援学校教職課程の一部単位の修得を推奨
 - ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた免許法認定講習等を活用した担当教師の専門性向上。
- 3. 特別支援学校の教諭**
 - ・重複障害や発達障害等への対応を含む特別支援学校教職課程の見直し、コアカリキュラムの策定
 - ・特別支援学校教諭免許状取得に向けた優良事例の収集・周知、免許法認定通信教育の実施主体の拡大の検討

IV. ICT利活用等による特別支援教育の質の向上

- 1. ICT利活用の意義と基本的な考え方**
 - ・指導内容の充実、障害者の社会参画促進、QOLの増進、教師の負担軽減・校務改善等の幅広い観点を踏まえて着実に対応
- 2. 指導の充実と教師の情報活用能力**
 - ・オンラインを活用した自立活動の実践的研究
 - ・文部科学省著作教科書のデジタル化等の推進
 - ・教師のICT活用スキルの向上
- 3. ICT環境の整備と校務のICT化**
 - ・学校におけるICTの利活用体制の整備
 - ・特別支援教育の校務のICT化（項目の標準化に向けた参考となる資料の提示）
- 4. 関係機関の連携と情報の共有**
 - ・セキュリティ等に配慮しICTを活用した情報連携

V. 関係機関の連携強化による切れ目ない支援の充実

- 1. 就学前からの連携**
 - ・地域で切れ目ない支援を受けられる連携体制の整備
- 2. 在学中の連携**
 - ・就労関係機関と連携した早期からのキャリア教育の実施、小中学校等と関係機関との連携促進
- 3. 卒業後の連携**
 - ・教育、福祉、労働等の個別支援計画を活用した一体的な情報共有
- 4. 医療的ケアが必要な子供への対応**
 - ・医療的ケアを担う看護師の配置拡充と法令上の位置付けの検討
 - ・中学校区に医療的ケア実施拠点校設置を検討
- 5. 障害のある外国人児童生徒への対応**
 - ・「外国人児童生徒等の教育の充実について（令和2年3月）」を踏まえた取組の推進

小学校等学習指導要領等における特別支援教育の充実（H29.3，H30.3）

幼稚園教育要領、小学校学習指導要領及び中学校学習指導要領（平成29年3月）、高等学校学習指導要領（平成30年3月）において、以下のとおり、特別支援教育に関する記述を充実。

- 個々の児童生徒の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を組織的かつ継続的に行う。
- 特別支援学級及び通級による指導に関する教育課程編成の基本的な考え方を示す。
- 家庭、地域及び医療や福祉、保健、労働等の業務を行う関係機関との連携を図り、長期的な視点での児童への教育的支援を行うために、個別の教育支援計画を作成、活用に努める。また、各教科等の指導に当たって、個々の児童生徒の実態を的確に把握し、個別の指導計画を作成、活用に努める。特に、特別支援学級に在籍する児童生徒に在籍する児童生徒や通級による指導を受ける児童生徒については、個別の教育支援計画及び個別の指導計画を全員作成。
- 各教科等に学習上の困難に応じた指導内容や指導方法の工夫。
- 障害者理解教育、心のバリアフリーのための交流及び共同学習。
- 高等学校における通級による指導の制度化（平成30年度から）に伴い、通級による指導における単位の修得の認定などについて規定。

「交流及び共同学習ガイド」（2019年3月改訂）

◆第1章 交流及び共同学習の意義・目的

小・中学校等及び特別支援学校等が行う、障害のある子供と障害のない子供、あるいは地域の障害のある人とが触れ合い、共に活動する交流及び共同学習は、障害のある子供にとっても、障害のない子供にとっても、経験を深め、社会性を養い、豊かな人間性を育むとともに、お互いを尊重し合う大切さを学ぶ機会となるなど、大きな意義を有する。

◆第2章 交流及び共同学習の展開

1. 関係者の共通理解	学校、子供たち、保護者等の関係者が、交流及び共同学習の意義やねらい等について、十分に理解する。
2. 体制の構築	校長のリーダーシップの下、学校全体で組織的に取り組む体制を整える。
3. 指導計画の作成	交流及び共同学習の実施、事前の準備、実施後の振り返りについて、年間指導計画に位置付け、計画的・継続的に取り組む。
4. 活動の実施	・事前に活動のねらいや内容等について子供たちの理解を深める。 ・障害について形式的に理解させる程度にとどまるものにならないよう、子供たちが主体的に取り組む活動にする。 ・事後学習で、振り返りを行うとともに、その後の日常の学校生活において、障がい者理解に係る丁寧な指導を継続する。
5. 評価	・活動時には、活動の狙いの達成状況、子供たちの意識や行動の変容を評価し、今後の取組に生かす。 ・活動直後の状況だけではなく、その後の日常の生活における子供たちの変容をとらえる。

特別支援学級及び通級による指導の適切な運用について(通知)

文部科学省初等中等教育局長通知(R4.4)

◆特別支援学級に在籍する児童生徒の交流及び共同学習の時数について

＜改善が必要な具体的な事例＞

- 特別支援学級に在籍する児童生徒について、個々の児童生徒の状況を踏まえずに、特別支援学級では自立活動に加えて算数（数学）や国語といった教科のみを学び、それ以外は交流及び共同学習として通常の学級で学ぶといった、機械的かつ画一的な教育課程を編成している。
- 全体的な知的発達に遅れがあるはずの知的障害の特別支援学級に在籍する児童生徒に対し、多くの教科について交流及び共同学習中心の授業が行われている。
- 通常の学級、通常の学級における指導と通級による指導を組み合わせた指導、特別支援学級、特別支援学校という学びの場の選択肢を、本人及び保護者に説明していない。
- 交流及び共同学習において、「交流」の側面のみに重点が置かれ、特別支援学級に在籍する児童生徒の個別の指導計画に基づく指導目標の達成が十分ではない。
- 交流及び共同学習において、通常の学級の担任のみに指導が委ねられ、必要な体制が整えられていないことにより、通常の学級及び特別支援学級の児童生徒双方にとって十分な学びが得られていない。

「障害のある子供の教育支援の手引～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～」

令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

改訂の要点

1. 「教育的ニーズ」に係る基本的な考え方の整理

- ① 障害の状態等
- ② 特別な指導内容
- ③ 教育上の合理的配慮を含む必要な支援の内容

2. 就学先決定等のモデルプロセスの再構成

- (1) 就学に関する事前の相談支援
- (2) 就学先の具体的な検討と決定プロセス
 - ① 市町教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討
 - ② 教育支援委員会等による専門家からの意見聴取
- (3) 就学後の学びの場の柔軟な見直し
- (4) 情報の引継ぎ

3. 障害種毎に教育的対応の充実に資するような解説の充実

- ・ 教育的ニーズ整理の際に、具体的に把握すべき内容の改善又は充実
- ・ 学びの場の対象となる子供の障害の状態等の解説の充実
- ・ 教育課程編成の際に、理解しておかなければならない学習指導要領に関連した基本的な内容の充実

障害のある子供の教育支援の手引
～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた
学びの充実に向けて～

令和3年6月
文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

「障害のある子供の教育支援の手引」 ～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

< 参考資料 > P356～

「関係する皆様に優先的に読んでいただきたい項目一覧」 P356～359

- | | |
|--------------|---------------------|
| ① 学校管理職の皆様へ | ② 学級担任・担当の皆様へ |
| ③ 医療関係者の皆さまへ | ④ 保健、福祉、労働関係者等の皆さまへ |

① 学校管理職の皆様へ

※ 特に第2編第4章については、校内で十分理解・啓発に努めていくこと。



就学後の学びの場の柔軟な見直しとそのプロセス

- ・ 基本的な考え方
- ・ 個に応じた適切な指導の充実
- ・ 子供の教育的ニーズの変化の的確な把握
- ・ 継続的な教育相談の実施
- ・ 在籍校と教育委員会が連携した学びの場の変更
- ・ 学びの場の見直しにあたっての本人及び保護者との合意形成～学びの場の変更の取組例～

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

「障害のある子供の教育支援の手引」 ～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実に向けて～

令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課

【参考資料】

関係する皆様に優先的に読んでいただきたい項目一覧

① 学校管理職の皆様へ ※ 特に、第2編第4章については、校内で十分理解・啓発に努めていくこと。

第1編 障害のある子供の教育支援の基本的な考え方

- 1 障害のある子供の教育に求められること
- 2 早期からの一貫した教育支援
- 3 今日的な障害の捉えと対応

第2編 就学に関する事前の相談・支援，就学先決定，就学先変更のモデルプロセス

- 第1章 就学先決定等の仕組みに関する基本的な考え方
- 第2章 就学に向けた様々な事前の準備を支援するための活動
 - 2 就学に関する事前の相談・支援として行われる様々な活動
- 第3章 法令に基づく就学先の具体的な検討と決定プロセス
 - 1 就学義務と就学先決定の仕組みについて
 - 3 就学時健康診断の実施
 - 5 市区町村教育委員会による教育的ニーズの整理と必要な支援の内容の検討
 - 7 市区町村教育委員会による総合的な判断と就学先決定
 - 10 入学に至るまでの教育相談及び入学後の教育相談の重要性

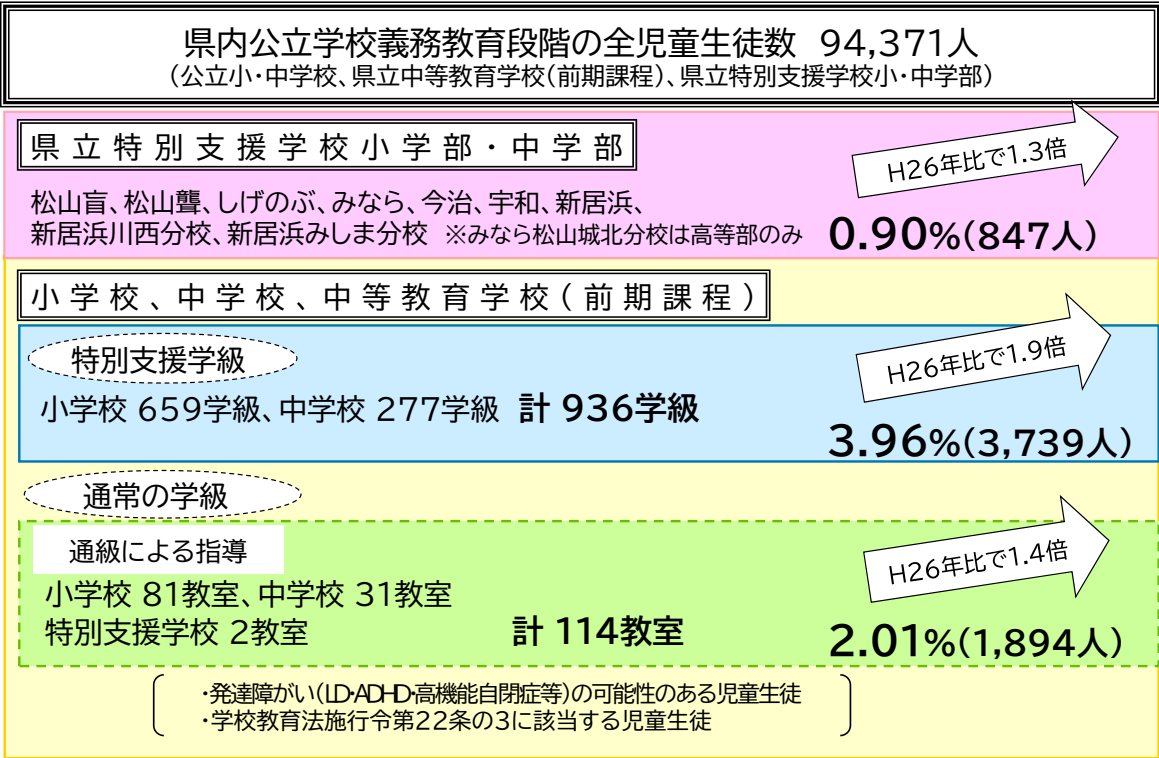
愛媛県の特別支援教育の現状



愛媛県イメージアップキャラクター
みきやん

特別支援教育の対象となる児童生徒の状況

(令和6年5月1日現在)



減少傾向

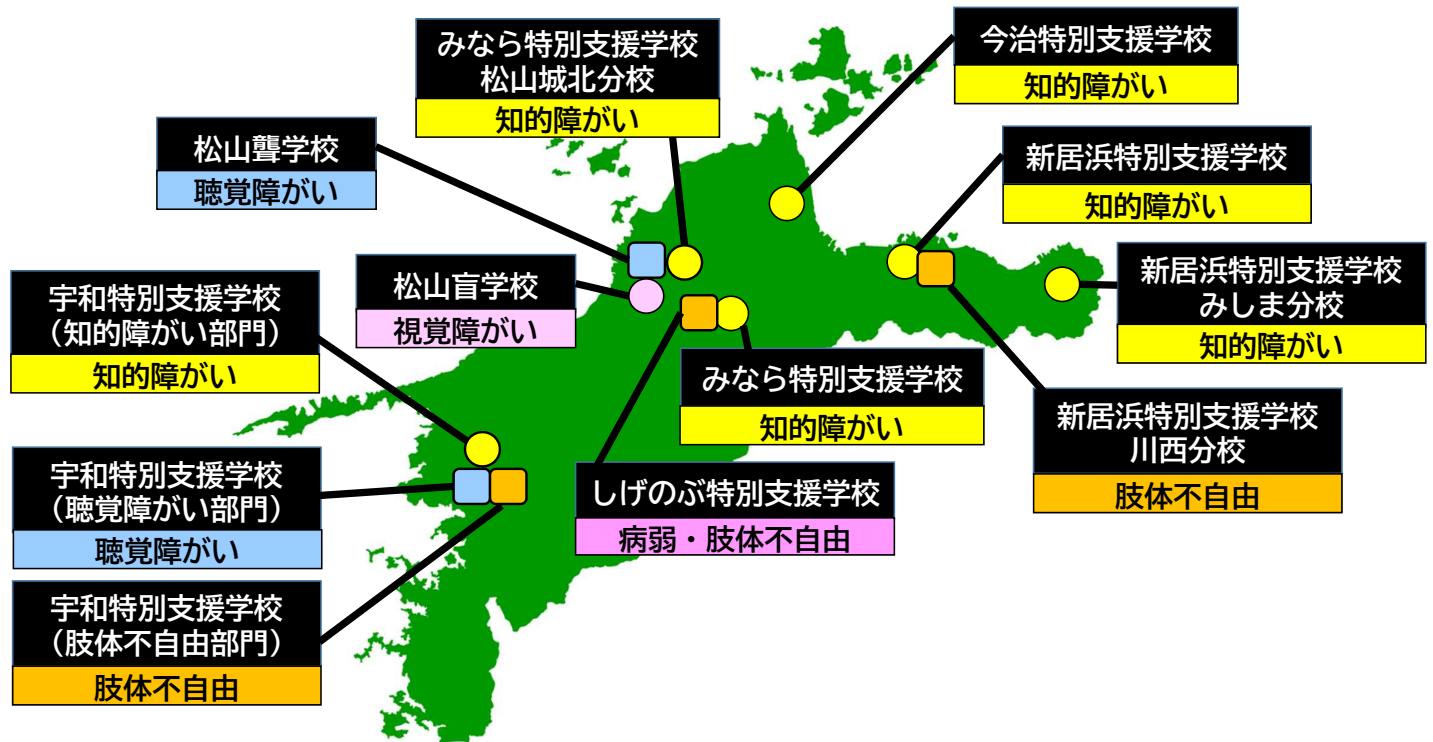
前年度比
▲2,041人

増加傾向

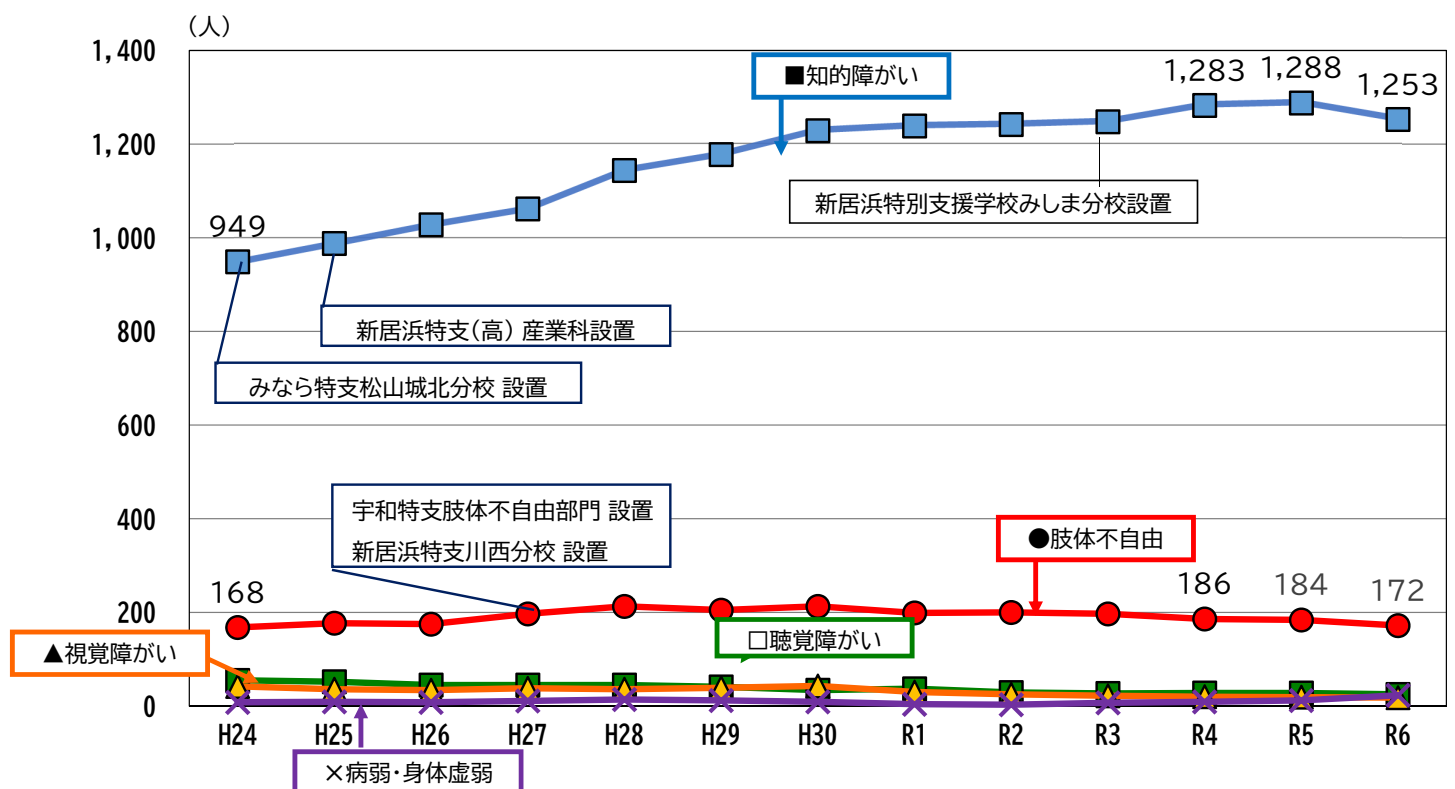
6.87%
(6,480人)

前年度比
+0.41%
+248人

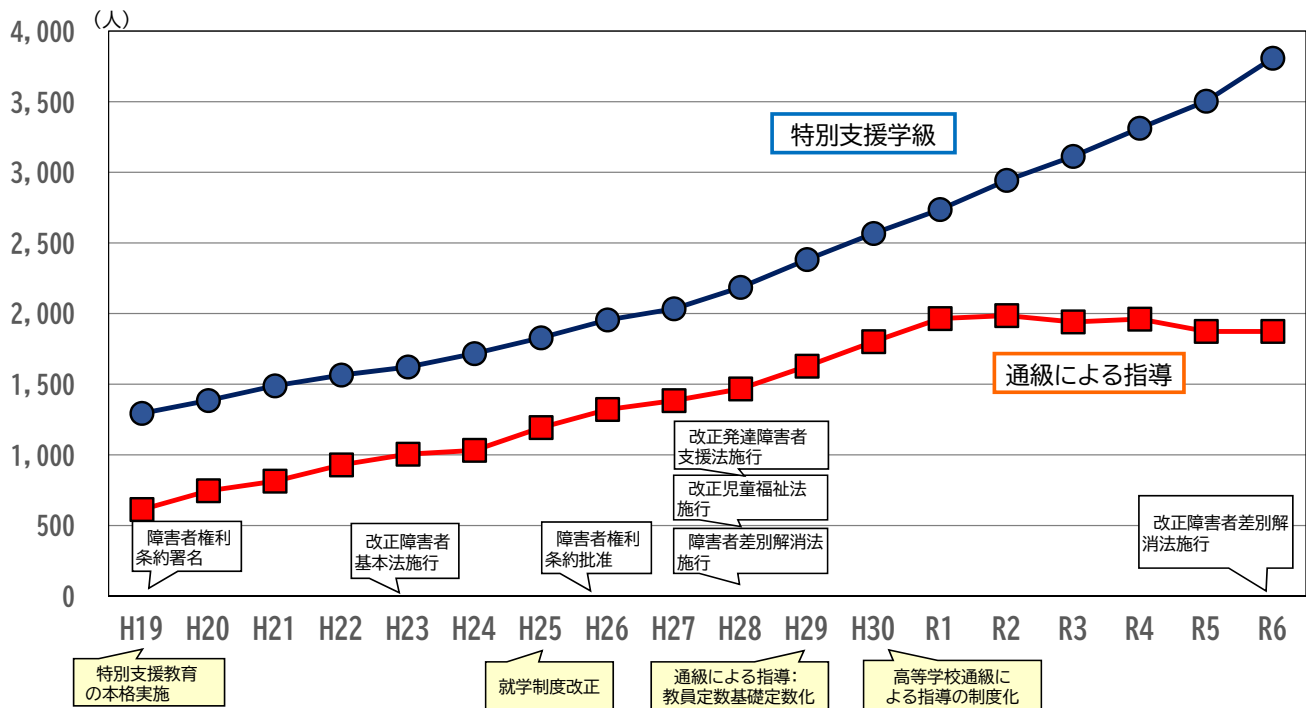
県立特別支援学校の設置状況



県立特別支援学校 在籍幼児児童生徒数の障がい種別推移

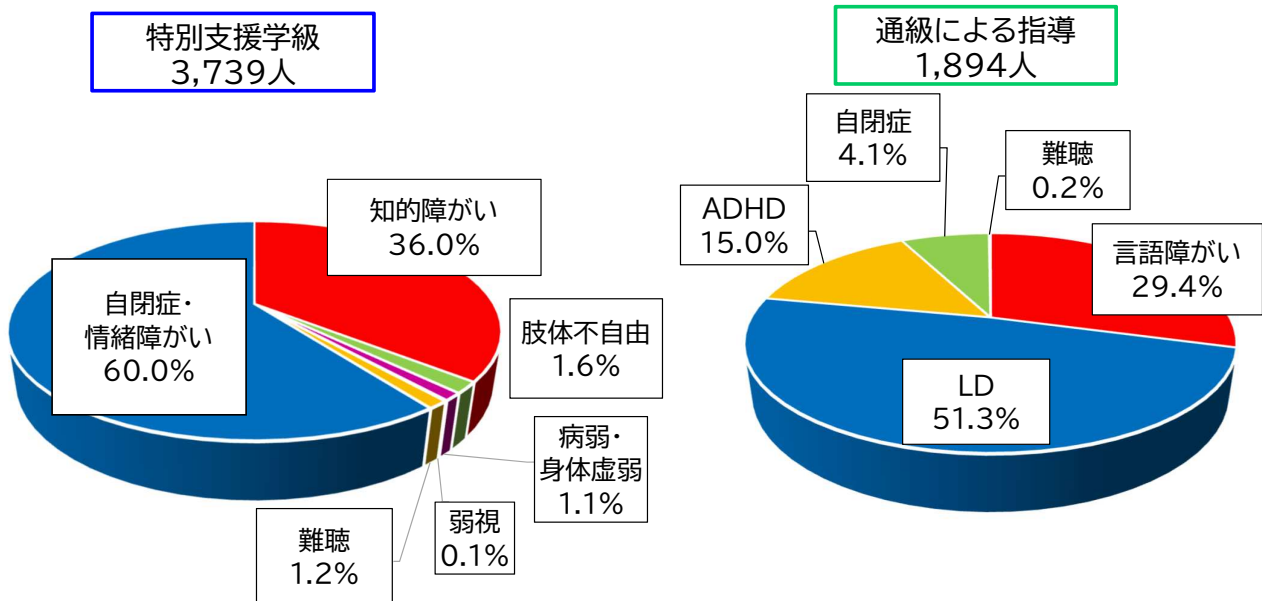


特別支援学級及び通級による指導を受けている児童生徒の推移



特別支援学級及び通級による指導を受けている障がい種別児童生徒数

(令和6年5月1日現在)



高校における通級による指導

国における法令の改正に伴い、従来、小・中学校、義務教育学校及び中等教育学校前期課程において実施可能であった「通級による指導」が、平成30年4月から、高等学校及び中等教育学校後期課程でも実施可能に。

《平成30年度から》 県立新居浜商業高等学校
《令和 元年度から》 県立長浜高等学校
《令和 2年度から》 県立北宇和高等学校三間分校
《令和 6年度から》 県立東温高等学校

◆ 学校教育法施行規則及び文部科学省告示（平成28年12月）

- 高等学校で障がいに応じた特別の指導を行う必要がある者を教育する場合、特別の教育課程によることができる。
- 障がいに応じた特別の指導を高等学校の教育課程に加え、又は選択教科・科目の一部に替えることができる。
- 障がいに応じた特別の指導に係る修得単位数を、年間7単位を超えない範囲で卒業認定単位に含めることができる。
(施行：平成30年4月1日)

●加える場合の例（授業時数が増加する）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (2単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に応じた 特別の指導	特別活動
-------------------------------	------------------------	-------------------	-----------------	------

●替える場合の例（授業時数が増加しない）

各学科に共通する 必修教科・科目 (31単位)	総合的な学習 の時間 (2単位)	選択教科・科目 (41単位)	障害に応じた 特別の指導	特別活動
-------------------------------	------------------------	-------------------	-----------------	------

※障害に応じた特別の指導：年間7単位まで
(文部科学省資料による)

令和6年度 愛媛県教育基本方針・重点施策

愛媛県教育委員会は、「愛顔あふれる『教育立県えひめ』の実現」を目指し、第3期の愛媛県教育振興に関する大綱に掲げる振興方針を踏まえながら、令和6年度の基本方針及び重点施策を次のように定め、市町教育委員会とも連携して、本県教育の充実に努めます。

3 一人ひとりを見つめる特別支援教育の充実

障がいのある子どもたちが安心して学ぶことができるよう、松山城北特別支援学校（仮称）の設置など、よりよい学校環境づくりを進めるとともに、多様な学びの場の充実と、特別支援教育に係る教職員の資質向上に取り組むほか、学校や家庭、関係機関等が連携し早い段階からの切れ目ない支援体制を整え、一人ひとりの障がいの状態や発達の段階等に応じた指導・支援の充実を図ります。

また、企業や福祉事業所等との連携の下、発達の段階に応じたキャリア教育を推進し、障がいのある子どもたちの自立と社会参加を促進するとともに、交流や共同学習の機会を通じて、障がいのある子どもとない子どもの相互理解や地域の人々への特別支援教育に対する理解・啓発を進めます。

令和6年度 特別支援教育重点目標（特別支援教育課）

一人ひとりを見つめる特別支援教育の充実

1 障がいのある子どもたちが安心して学べる教育環境の整備

- 特別支援学校の整備充実
- 障がいの状態等に応じた学校における医療的ケア実施体制の整備
- 特別な支援を必要とする子どもの多様な学びの場の充実

・松山城北特別支援学校(仮称)整備事業
・特別支援学校教育設備整備事業
・特別支援学校等ICT活用学習環境充実事業
・特別支援学校医療的ケア実施体制充実事業
・特別支援学校医療的ケア児通学支援モデル事業
・巡回通級指導モデル構築事業

2 一人ひとりの教育的ニーズに応じた指導・支援の充実

- 切れ目ない支援体制の整備・充実
- 交流及び共同学習の推進
- 教職員の資質向上

・特別支援学校医療的ケア実施体制充実事業
・巡回通級指導モデル構築事業
・特別支援教育理解啓発・連携推進事業
・県立特別支援学校地域交流・居住地校交流
・特別支援教育教職員資質向上事業
・免許法認定講習会

3 障がいのある子どもたちの進路希望の実現

- 早期からのキャリア教育・就労支援の充実
- 関係機関との連携強化と特別支援教育の理解啓発
- 早期支援の充実と適切な就学の推進

・キャリア教育・就労支援充実事業
・特別支援教育理解啓発・連携推進事業
・障がい児就学相談事業

特別支援教育理解啓発・連携推進事業

幼稚園、小学校、中学校、高等学校、中等教育学校、特別支援学校※及び幼保連携型認定こども園等における特別支援教育推進のための支援を行います。

※特別支援学校は、特別支援教育専門家チーム派遣事業のみ対象



特別支援教育地域支援充実事業

特別支援学校は、以下に示す支援を行う。

- | |
|-----------------------------|
| ① 特別支援教育等に関する相談・情報提供 |
| ② 障がいのある幼児児童生徒等への指導・支援 |
| ③ 福祉、医療、労働分野等の関係機関等との連携及び協力 |
| ④ 小・中学校等の教員に対する研修協力 |
| ⑤ 障がいのある幼児児童生徒への施設設備等の提供 |

特別支援教育地域リーダーは、以下に示す支援を行う。

- | |
|-----------------------------|
| ① 地域や学校等の特別支援教育に関する相談支援 |
| ② 特別支援教育校内研修プログラム集を使用した研修支援 |

特別支援教育専門家チーム派遣事業

県総合教育センターや県立特別支援学校、市町教育委員会などの教育相談等を受けた上で、さらに、①～③を希望する場合

➡ 学校・園からの依頼に基づいて、専門家チーム委員（医師、学識経験者、福祉・医療関係者、関係教育機関関係者）及び調査員の派遣等を行う。

- | |
|-------------------------|
| ① 当該幼児児童生徒の望ましい教育的対応の検討 |
| ② 教育支援体制の整備に関する指導及び助言 |
| ③ 障がいの有無の判断 |

特別支援教育指導資料(改訂第2版)

『特別な支援を必要とする子どもへの理解と支援一切れ目ない支援体制の構築に向けて一』 愛媛県教育委員会 (R2年3月)

特別支援教育に関する理解や制度等の進展に対応し、さらに地域や学校での支援体制の整備・充実を図るため、指導資料『特別な支援を必要とする子どもへの理解と支援』(愛媛県教育委員会 H21発刊)を10年ぶりに改訂

① 実態把握表

子どものつまずきや困難さに気づき、適切な支援につなげることを目的として、学習・運動・動作・感覚・行動、対人関係・コミュニケーションについて把握を行うチェックリスト

状態像を捉える！

② 個別の教育支援計画

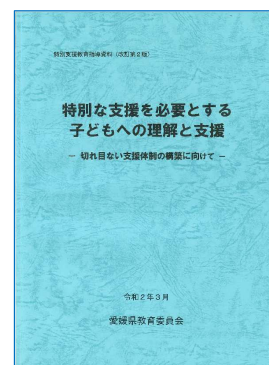
長期的な視点で、一人一人のニーズに応じた一貫した支援を行うために、関係機関(医療・保健・福祉・労働等)や保護者と連携して作成した支援計画

必要な情報の共有！

③ 個別の指導計画

関係教職員の共通理解の下に一人一人の障がいの状態等に応じたきめ細かい指導・支援を行うために、学校における具体的な指導の目標や指導内容、方法を盛り込んだ指導計画

指導・支援の充実！



特別な支援を必要とする生徒に関する中学校・高等学校間の情報連携の推進について (愛媛県教育委員会教育長通知 H30.1)

2 基本方針

特別な支援を必要とする生徒に関して、進学先での指導・支援の充実を図るため、中学校と高等学校の間において、学校訪問や連絡会等により、生徒の状況等について情報交換をする機会を設ける。

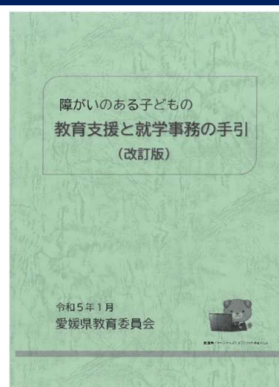
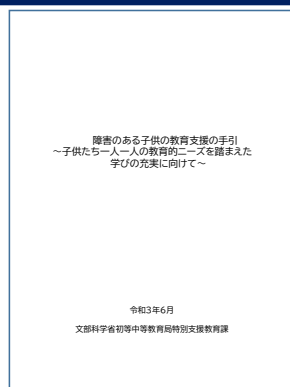
○ 個別の教育支援計画を作成し、効果的に活用しなければならないこと。

○ 個別の教育支援計画等を適切かつ確実に引き継ぐよう努めること。

「障害のある子供の教育支援の手引」

～子供たち一人一人の教育的ニーズを踏まえた学びの充実にに向けて～

令和3年6月 文部科学省初等中等教育局特別支援教育課



障害のある子どもの
教育支援と就学事務の手引き
(改訂版)

令和5年1月 愛媛県教育委員会

https://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/tokubetu/material/1340250_00001.htm

特別支援教育校内研修プログラム集（令和4年3月）

工夫 その1

基礎・基本が分かる！

特別支援教育の基礎的・基本的な内容を中心に紹介しています。学校の実態や状況に応じて選択し、活用してください。

工夫 その2

1項目の研修時間は20分！

短時間の研修にも対応できるように、1項目の研修時間を20分程度に設定しています。ショート研修として活用するもよし、項目を組み合わせるロング研修にするもよし、自由にアレンジして活用することができます。

工夫 その3

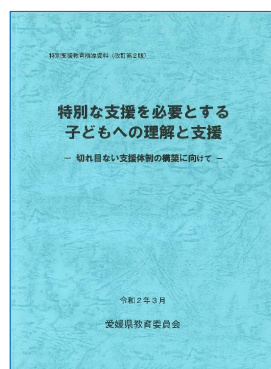
多様な形態で学べる！

パワーポイント、PDF、動画などの資料を幅広く紹介しているので、資料配布による研修、集合型の研修、各自で行う研修など、多様な研修形態に対応できます。

各学校・園にCD
配布済



特別な教育的ニーズのある児童生徒への対応について
（県教育員会特別支援教育課ホームページよりダウンロード可能）
<https://ehime-c.esnet.ed.jp/shougaiji/index.html>



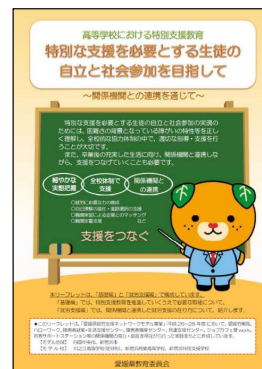
令和2年3月
愛媛県教育委員会作成
特別支援教育指導資料



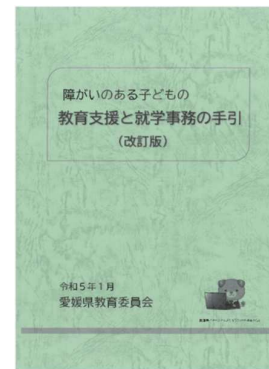
令和4年3月
愛媛県教育委員会作成



平成30年3月
愛媛県教育委員会作成
ガイドブック



平成28年度モデル事業
愛媛県教育委員会作成リーフレット



令和5年1月
愛媛県教育委員会作成
教育支援と就学事務の手引

令和6年度管理職のための特別支援教育リーダーセミナー事後アンケート(8月23日メウ)



【QRコード（インターネット）】

<https://logoform.jp/form/XG6n/613475>

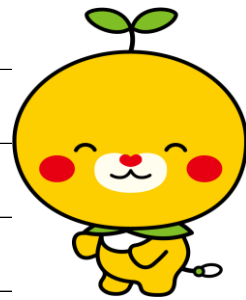
【ショート URL (インターネット)】

Memo



愛媛県イメージアップキャラクター こみきちゃん

memo



愛媛県イメージアップキャラクター
こみきちゃん



特別支援教育に関する相談窓口

愛媛県教育委員会事務局 指導部 特別支援教育課

- TEL 089-912-2967 ■ FAX 089-912-2964
- E-mail tokubetsushien@pref.ehime.lg.jp

エルジー

愛媛県教育委員会特別支援教育課

検索



愛媛県総合教育センター 特別支援教育室

- TEL 089-963-3113 音声案内が聞こえた後
207, 208, 209のいずれかをダイヤル
- URL <https://www.esnet.ed.jp/center/soudan/>